平成２４年（フ）第２０２７号
大阪府門真市石原町26番10号　リベルテ古川橋301号
債務者　金山　広司
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３６号
大阪市生野区巽南５丁目15番５号
債務者　大辻　和代
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１号
千葉県野田市山崎1594番地の129
債務者　早田喜久雄
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０８４号
北九州市小倉南区北方５丁目１番１号
債務者　矢間　勝好
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目21番11号
債務者　末永比佐世
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４２７号
名古屋市西区大野木２丁目176番地　サンコー沙羅３Ｂ号
債務者　清水麻夕美こと　木全彩友美
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３号
福岡県中間市大根土16番502号
債務者　伊藤　一彦
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０７号
北九州市小倉北区京町４丁目４番38―701号
債務者　中川　百合
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２７号
栃木県矢板市泉454番地２、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生574番地１　コーポ高原２　201号室
債務者　簗瀬　　章
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７３号
栃木県下野市祇園２丁目19番地　ダイアパレス１番館403号
債務者　山田　広子（旧姓遠井）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９１号
栃木県宇都宮市材木町５番23号　さつきコーポ201、前住所栃木県宇都宮市西大寛１丁目４番25号　山形アパート６号
債務者　橋口　　巌
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５７号
神奈川県藤沢市本町３丁目８番１―402号、申立時の住所神奈川県藤沢市羽鳥２丁目15番39号
債務者　野村　栄司
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８９号
横浜市南区永田東３丁目12番３号
債務者　中村　睦子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９１号
神奈川県大和市深見東２丁目１番18―401号
債務者　平良　達也
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９２号
神奈川県大和市深見東２丁目１番18―401号
債務者　平良テル子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９７号
横浜市戸塚区平戸町491番地４　第二笠原ビル302号
債務者　村上　浩丈
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部